

改正

平成20年8月28日告示第114号

平成24年3月28日告示第57号

平成27年5月1日告示第66号

平成28年3月25日告示第38号

令和7年3月5日告示第17号

令和7年8月27日告示第91号

八幡平市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て短期支援事業実施要綱（令和6年3月30日付けこ成環第103号こども家庭庁育成局長通知）に基づき、八幡平市子育て短期支援事業の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て短期支援 短期入所生活援助及び夜間養護等をいう。
- (2) 短期入所生活援助 保護者の疾病、育児疲れ、経済的困窮等の社会的事由又は仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合又は保護者の育児不安、過干渉等により児童本人が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、当該児童を児童養護施設において一時的に養育し、又は保護する事業をいう。
- (3) 夜間養護等 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に不在となり、若しくは保護者の育児疲れにより家庭において児童を養育することが困難となった場合、保護者の育児不安、過干渉等により児童本人が一時的に保護者と離れることを希望する場合又はその他緊急の必要がある場合に、当該児童を児童養護施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業をいう。
- (4) 児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する者をいう。
- (5) 保護者 児童福祉法第6条に規定する者をいう。
- (6) 児童養護施設 児童福祉法第7条に規定する施設をいう。

(子育て短期支援の期間)

第3条 短期入所生活援助の期間は、7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長する場合がある。

2 夜間養護等の期間は、1月以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長する場合がある。

(実施施設)

第4条 子育て短期支援を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 和光学園	盛岡市青山一丁目25番2号
社会福祉法人小原慶福会児童養護施設 青雲荘	盛岡市加賀野四丁目8番33号
社会福祉法人岩手愛児会みちのくこども療育センター児童養護施設 みちのくみどり学園	盛岡市上田字松屋敷11番地14
日本赤十字社 日赤岩手乳児院	盛岡市三本柳6地割1番地10
社会福祉法人善友隣保館 善友乳児院	盛岡市北山一丁目13番24号

（子育て短期支援等の申込み）

第5条 子育て短期支援又は子育て短期支援の期間の延長を希望する保護者は、子育て短期支援（期間延長）申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

（子育て短期支援等の承認等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは対象者の状況及び児童養護施設の受入状況等を審査の上、可否を決定し、その結果を子育て短期支援（期間延長）承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（緊急の取扱い）

第7条 市長は、緊急性が極めて高い等の事情により第5条に規定する手続を行う暇がなく、直ちに児童の子育て短期支援又は子育て短期支援の期間の延長を要すると認めたときは、第5条及び前条に規定する手続をすることなく、実施施設の長の承諾を得て、当該児童の子育て短期支援又は子育て短期支援の期間の延長を行うものとする。この場合において、保護者又は市長は、子育て短期支援又は子育て短期支援の期間の延長を行った後、遅滞なく第5条又は前条に規定する手続を行うものとする。

（取消し等）

第8条 市長は、次のいずれかに該当するときは、事業の実施の決定を取消し、又は事業の実施を中止することができる。

（1） 事業の実施を継続する理由がなくなったとき。

（2） 前号に規定するもののほか、市長が事業の実施が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の取消し等を行うときは、事業の実施を委託している児童養護施設及び利用者に子育て短期支援事業取消等通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（利用の勧奨及び措置）

第9条 市長は、児童福祉法第21条の18第1項の規定により事業の利用の勧奨を口頭又は書面による通告により行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨に係る事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、同条第2項の規定により、事業による支援を提供する措置を決定し、その旨を子育て短期支援事業措置決定通知書（様式第4号）により保護者に、子育て短期支

援事業措置実施通知書（様式第5号）により実施施設に通知するものとする。

（措置の解除）

第10条 前条に規定する措置に係る支援の提供の期間の満了前に、児童の転出、死亡等により支援の提供事由が消滅したときは、当該措置を解除し、子育て短期支援事業措置解除通知書（様式第6号）により、当該保護者に通知するものとする。

（費用の負担）

第11条 保護者は、別表第1に定める額を負担しなければならない。

2 保護者は、前項の規定により負担する費用を市に納付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第9条の規定により措置を決定した場合においては、前項の費用を徴収しない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20年8月28日告示第114号）

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日告示第57号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月1日告示第66号）

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第38号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月5日告示第17号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年8月27日告示第91号）

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

区分	対象者	短期入所生活援助事業 （1人1日当たり）	夜間養護等事業 （1人1日当たり）		
			夜間養護事業		休日預かり事業
			基本分	宿泊分	
生活保護世帯及び市区町村 村民税が非課税のひとり	2歳未満児	0円	0円	0円	0円
	2歳以上児	0円			

親世帯					
市区町村民税非課税世帯 及び市区町村民税が課税 のひとり親世帯	2歳未満児	1,100円	300円	300円	350円
	2歳以上児	1,000円			
その他の世帯	2歳未満児	5,350円	750円	750円	1,350円
	2歳以上児	2,750円			

備考 夜間養護事業の基本分とは、夕方から概ね午後10時までの通所利用にかかる負担額をいい、
夜間から引き続き宿泊を伴う利用にかかる負担額は、基本分と宿泊分を合計した額とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

子育て短期支援（期間延長）申請書

年 月 日

八幡平市長 様

申請者 住 所
(保護者)
氏 名

八幡平市子育て短期支援事業実施要綱第 5 条の規定により、子育て短期支援（期間延長）を次のとおり申請します。

利用者 (児童)	氏名		生年月日		性別	
申請者 (保護者)	職業等		利用者（児 童）との続柄		電話 番号	
世 帯 員	利用者（児童） との続柄	氏名			職業等	
希 望 す る 短 期 利 用	☐ 短期入所生活援助事業 ☐ 夜間養護等事業					
利 用 施 設						
短期利用を 希望する理由						
児童の健康 状 態						
短期利用希望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
※申請者（保護者）負担額の算定について、必要な課税内容の調査について同意します。 氏 名						

（注） 1 月 2 日以降に転入された方は、前住所地での市町村民税の課税状況が判るものを添付してください。

様式第2号（第6条関係）

子育て短期支援（期間延長）承認（不承認）通知書

年 月 日

様

八幡平市長 印

年 月 日付けで申請のあった短期利用については、次のとおり承認・不承認したので通知します。

利 用 者 (児 童)	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
申請者（保護者）氏名			利用者（児童） との続柄	
承 認	短 期 利 用			
	短 期 利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	実 施 施 設 の 名 称			
	実 施 施 設 の 所 在 地			
	申請者（保護者） 負 担 額			
不 承 認	(理由)			

注意事項

申請者（保護者）の負担額は、短期利用の終了後に算定し、市から納付書を郵送します。

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八幡平市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八幡平市を被告として（訴訟において八幡平市を代表する者は八幡平市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

子育て短期支援事業取消等通知書

年 月 日

様

八幡平市長 印

八幡平市子育て短期支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり取り消し、又は中止したので通知します。

記

利 用 者 (児 童)	氏 名		生 年 月 日		性別	
申 請 者 (保護者)	氏 名		利 用 者 (児 童) と の 続 柄		電 話 番 号	
	職 業 等					
短 期 利 用						
短 期 利 用 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで					
短 期 利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで					
取 消 し 等 の 理 由						

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八幡平市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八幡平市を被告として（訴訟において八幡平市を代表する者は八幡平市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

様

八幡平市長 印

子育て短期支援事業措置決定通知書

児童福祉法第21条の18第2項の規定により、下記のとおり子育て短期支援事業による支援を提供する措置を決定したので通知します。

記

児童の住所、 氏名、性別及 び生年月日	住 所			
	氏 名		性 別	
	生 年 月 日			
保 護 者 の 氏 名				
支 援 事 業 の 名 称				
実 施 施 設	名 称			
	所 在 地			
主 な 支 援 の 内 容				
支援の提供が必要な理由				
支 援 を 提 供 す る 期 間				

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八幡平市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八幡平市を被告として（訴訟において八幡平市を代表する者は八幡平市長となります。）決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

様

八幡平市長 印

子育て短期支援事業措置実施通知書
児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項の規定により、下記の児童に対して、子育て短期支援事業による支援を行うことにしたので通知します。
記

児童の住所、 氏名、性別及 び生年月日	住 所			
	氏 名		性 別	
	生 年 月 日			
保 護 者 の 氏 名				
主 な 支 援 の 内 容				
支援の提供が必要な理由				
支 援 を 提 供 す る 期 間				
備 考				

第 年 月 日 号

様

八幡平市長 印

子育て短期支援事業措置解除通知書
年 月 日付け 第 号により決定した子育て短期支援事業による支援の提供を解除したので、下記のとおり通知します。

記

児童の住所、 氏名、性別及 び生年月日	住 所			
	氏 名		性 別	
	生 年 月 日			
保 護 者 の 氏 名				
支 援 事 業 の 名 称				
実施施設	名 称			
	所 在 地			
支援の提供を解除した日				
支援の提供を解除した理由				

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八幡平市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八幡平市を被告として（訴訟において八幡平市を代表する者は八幡平市長となります。）決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。